

★**高齢者労災防止 努力義務へ**

働く高齢者の労災防止に向けた作業環境改善を努力義務として事業者課す改正労働安全衛生法が成立した。26 年 4 月の施行日までに指針を策定する。

雇用者全体における 60 歳以上の割合は、23 年に 18.7%だったが、休業 4 日以上労災に遭った 60 歳以上の割合は 29.3%に上る。加齢による身体機能低下が原因とみられる。また、個人事業主は「一人親方」のように雇用された労働者と同じ現場で働いているのに、保護の対象から外れていたため、保護対象とする。

【改正労働安全衛生法のポイント】

- ・働く高齢者の作業環境を努力義務化する
- ・個人事業主(フリーランス)を保護対象として位置付ける
- ・心理的負担を調べる「ストレスチェック」を事業所の規模を問わず義務化する

★**障害年金不支給 3 万人**

障害者に支給される障害年金を申請して、2024 年度に不支給と判定された人が、23 年度の 2 倍以上に急増し、約 3 万人に上ることが日本年金機構の内部資料でわかった。審査された 6 人に 1 人が不支給になった計算で、過去最大となる見通し。

判定基準の変更はなく、不支給急増の要因は担当部署のトップが厳しい考え方の人間に代わった事と指摘。厚生省と機構は「基準に基づき医師の医学的判断で適正に判定している」との見解だが、属人的な要素で判断が左右される余地が制度にあり、信頼性がゆらぎそうだ。

★**海外遺族年金に課税「不服」**

外国の公的年金に加入していた夫を亡くした妻が受け取る遺族年金を巡り、妻側が国税当局に相続税の取り消しを求める訴訟が係争中だ。「700 万円の相続税を支払う必要です」と 2021 年夏、税務署からの連絡に驚いた。商社勤務だった夫は米国に 12 年間駐在し、米国の公的年金に加入した。20 年に夫が亡くなり、妻は遺族年金を受け取る権利を得た。国内の遺族年金の受給権は相続税が掛からないため、原告は海外の課税を不公平だと訴えている。

★**大企業健保 保険料率が最高**

大企業等の加入している健保組合の平均保険料率が 2025 年度に過去最高の 9.34%となることが分かった。団塊の世代が全員後期高齢者になり、現役世代に拠出金負担がのしかかる。賃上げやパートの適用拡大によって保険料収入が増えるが、後期高齢者医療制度への支援金が増え、3 年連続の赤字となる。中小企業が加入する協会けんぽの保険料率は平均 10%で、これを上回ると企業が自前で健保組合を運営する利点は薄れる。医療・介護・年金にかかる保険料率は合計 30%に迫る。

★**デジタル給与利用 2.8%**

給与をデジタルマネーで支払う「デジタル給与」は、解禁され 2 年を経過し、サービスを企業に提供する決済会社は 4 社になった。ただ、直近の利用率は 2.8%に留まっている。導入企業の対象が主に正社員で、アルバイトへの対応が遅れていることが一因とみられる。牛井チェーンの吉野家では、4 月から希望者を対象に PayPay への給与支給を始めた。希望したアルバイトは「普段からペイペイを使うのでチャージの手間が省ける」と話す。短期の仕事で給与をすぐに受け取りたい人にも対応でき、アルバイトとの相性はよさそうだ。

★**「労働者」基準 40 年ぶり見直し**

労働基準法の労働者にあたるかの判断は 1985 年の報告書が基になってきた。企業側が指揮監督しているか、報酬が支払われているかを重視している。インターネットの普及で働き方が変化し、ギグワーカー(企業と雇用契約を結ばず単発で仕事を受ける労働者)のように、AI などに配達ルートを指示されるケースが出てきた。海外でもギグワーカーを労働者として保護する動きが広がっている。

